

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果
基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

（基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
115	1	①	ストーカーや性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などが、「人権を侵害する暴力である」という社会的認知を徹底するための啓発活動を推進します。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 「若年層の性暴力被害予防月間(4月)」の周知	市民等	「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）について周知 市広報4月号、市ウェブサイト掲載、ORCESS「掲示板」（庁内システム）への掲載、LINE投稿で実施	「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）について周知 市広報4月号、市ウェブサイト掲載、ORCESS「掲示板」（庁内システム）への掲載、LINE投稿で実施	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 内閣府男女共同参画局：いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議
116	1	①	DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法などの法律に関する学習の機会を提供し、周知・啓発に努めます。	こども家庭支援課	【事業名】 家庭児童相談事業・要保護児童対策地域協議会 【事業内容】 協議会所属機関と連携を図り、児童虐待防止施策を推進する。	関係機関及び市民	関係機関での研修会実施 児童虐待防止リーフレットの配布（市立幼稚園、市立保育園、民間保育園）、市内図書館への児童虐待防止の「しおり」の配布 オレンジリボンキャンペーンによる市民への児童虐待防止啓発活動	令和8年度も継続して同様の事業を実施する。	児童福祉法・児童虐待防止法
				人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）についての周知	市民等	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）についての周知 市広報11月号、市ウェブサイト掲載 ORCESS「掲示板」（庁内システム）へ投稿 啓発物品を市内公共施設16か所に掲示するポスターと併せて設置 パープルリボンバッヂを男女共同参画推進本部員、幹事会委員、推進員に配付	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）についての周知 市広報11月号、市ウェブサイト掲載 ORCESS「掲示板」（庁内システム）へ投稿 啓発物品を市内公共施設16か所に掲示するポスターと併せて設置 パープルリボンバッヂを男女共同参画推進本部員、幹事会委員、推進員に配付	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ストーカー行為等の規制等に関する法律

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果
基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

（基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
117	1	①	DV 防止への理解を深めるため、職員及び教職員に対する研修を実施します。	人事課	【事業名】 庁内研修の実施 （コンプライアンス研修） 【事業内容】 羽曳野市倫理条例をもとに、コンプライアンスに対する意識を高めることを目的とする研修を実施	市正規職員	【入庁時研修】 研修名：コンプライアンス研修 研修日：令和7年4月1日、2日 対 象：新規採用職員 講 師：人事課職員、中部都市研修協議会委託講師	令和8年度についても同様の研修を実施予定（対象者・回数等未定）	
				こども家庭支援課	【事業名】 （職員に対する事業は人事課へ一任） 【事業内容】 該当なし	該当なし			
				人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 男女共同参画推進本部会議、幹事会議において注意喚起	職員	羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議及び実務者会議の合同開催 令和8年2月5日（木）	羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議及び実務者会議の合同開催（予定）	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
				学校教育課	【事業名】 人権教育の実施 【事業内容】 各校でおこなっている人権教育の取組みの一つとして、校内研修において取り組んでいくよう周知する。	児童・生徒・教職員	ほとんどの学校において、人権教育の取組みの事前学習等に加えて、DV防止そのものを研修として取り組んでいる。	人権教育の取組みの事前学習等に加えて、DV防止研修の実施。	学校教育法

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果
基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

（基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
118	1	①	DV被害者の二次被害防止を含め、適切に対応するため、関係部署の職員に対して研修や情報提供を行います。	人事課	【事業名】 庁内研修の実施 （コンプライアンス研修） 【事業内容】 羽曳野市倫理条例をもとに、コンプライアンスに対する意識を高めることを目的とする研修を実施	市正規職員	【入庁時研修】 研修名：コンプライアンス研修 研修日：令和7年4月1日、2日 対 象：新規採用職員 講 師：人事課職員、中部都市研修協議会委託講師	令和8年度についても同様の研修を実施予定（対象者・回数等未定）	
				人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 男女共同参画推進本部等会議において、被害者の二次被害に関する情報を提供	職員	羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議及び実務者会議の合同開催 令和8年2月5日（木）	羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議及び実務者会議の合同開催（予定）	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
119	1	①	DV 予防教育を通じて、男女が対等な存在であるという意識の形成、暴力を伴わない人間関係の構築を図ります。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】	市民等	LICはびきの パープルライトアップ 公共施設への啓発ポスターの配架 職員へパープルリボン配付・着用依頼 きらりはびきのフォーラムでの啓発物・冊子の配付	LICはびきの パープルライトアップ 公共施設への啓発ポスターの配架 職員へパープルリボン配付・着用依頼 きらりはびきのフォーラムでの啓発物・冊子の配付	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
				学校教育課	【事業名】 ジェンダー教育 【事業内容】 ジェンダー平等という人権課題を考える人権教育の取組みに、広く取組んでいくよう周知する。	児童・生徒・教職員	ジェンダー平等の人権課題を考える学習に取り組んでいる。また、学校によっては講師を招聘し、ジェンダー平等の意識を高める取組みを実施している。 【テーマ】 ・性の多様性の理解を深めるために ・LGBTQについて ・性の多様性、性的配慮の学校づくり	ジェンダー平等の人権課題を考える学習の実施。 学校によっては講師を招聘し、ジェンダー平等の意識を高める取組みを実施。 【テーマ】 ・性の多様性の理解を深めるために ・LGBTQについて ・性の多様性、性的配慮の学校づくり	学校教育法

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果
基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

（基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
120	1	①	デートDV に関する理解を促進するため、教育機関と連携し、啓発を推進します。また、相談窓口の周知を図ります。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 冊子「きらりHABIKINO」作成 情報提供、月間の啓発	市民等	・学校教育課への情報提供 ・「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）について周知	・学校教育課への情報提供 ・「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）について周知	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
				学校教育課	【事業名】 相談窓口の周知 【事業内容】 子どもに対する相談窓口は、学校便り等を通じて子ども・保護者に、教職員に対しては職員室への掲示等により周知する。	園児・児童・生徒・教職員	啓発リーフレットの活用を軸に取組みを実施。相談窓口は学校便り等を通じて子ども・保護者に、教職員に対しては職員室への掲示等により周知している。	啓発リーフレットの活用。 相談窓口は学校便り等を通じて子ども・保護者に、教職員に対しては職員室への掲示。	学校教育法
121	1	①	相談に携わる機関に対し、DVをはじめとするあらゆる暴力、虐待に関する認知を促すとともに、専門的な相談窓口等に関する情報提供を行います。	人権推進課	【事業名】 女性相談事業等 【事業内容】 庁内で相談に携わる窓口などに対して相談窓口の情報提供や紹介を行う。	市民等	庁内で相談に携わる窓口などに対して相談窓口の情報提供や紹介を行う。	庁内で相談に携わる窓口などに対して相談窓口の情報提供や紹介を行う。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果
基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

（基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
122	1	①	職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。	人権推進課	【事業名】 男女共同参画啓発事業 【事業内容】 市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールでの周知、啓発、男女共生セミナー、さらりはびきの～男女共同参画フォーラム＆人権を考える市民の集い～での講演等による啓発 関係するパンフレット等を配架	市民等	ハラスメントに関わる周知ポスター掲示	ハラスメントに関わる周知ポスター掲示	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
				経済労働課	【事業名】 雇用の促進に関する事業の一環 【事業内容】 関係機関と連携し市民等への情報提供を行う。	市民	関係機関からのリーフレット・ポスターを窓口等へ配架・掲示し、情報提供及び啓発	継続実施	大阪労働局
				人事課	【事業名】 庁内研修等の実施（ハラスメント防止研修等） 【事業内容】 ハラスメントに関する認識を深め、職場におけるハラスメント防止を図ることを目的とした庁内研修を実施	市正規職員	研修名：ハラスメント防止研修 研修日：令和7年8月18、21日 対 象：新採職員、所属長、4～6年目の主幹、令和6年度・7年度新任主査 講 師：株式会社 社会人大学 山本忍 氏	令和8年度についても同様の研修を実施予定（対象者等未定）	羽曳野市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例
				市民協働ふれあい課	【事業名】 該当なし 【事業内容】 該当なし	該当なし	該当なし	啓発活動を推進するための事業なし。	

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果
基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

（基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
123	1	①	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。再掲：No.18	人事課	【事業名】 庁内研修等の実施 （ハラスメント防止研修等） 【事業内容】 ハラスメントに関する認識を深め、職場におけるハラスメント防止を図ることを目的とした庁内研修を実施	市正規職員	研修名：ハラスメント防止研修 研修日：令和7年8月18、21日 対 象：新採職員、所属長、4～6年目の主幹、令和6年度・7年度新任主査 講 師：株式会社 社会人大学 山本 忍 氏	令和8年度についても同様の研修を実施予定（対象者等未定）	羽曳野市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例
				人権推進課	【事業名】 職員研修 【事業内容】 研修の実施に際して、情報提供等を行う。	市職員等	人事課や学校教育課が行う研修への協力	人事課や学校教育課が行う研修への協力	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例
				学校教育課	【事業名】 ハラスメント研修 【事業内容】 学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の根絶をめざし、万が一発生した際の園児・児童・生徒及び教職員への迅速で的確な対応とケア等を行なうための学校体制の構築等を学ぶ。	教職員	学校における、ハラスメントに関する校内の環境づくりに関するアンケートを実施 また、万が一発生した際の園児・児童・生徒及び教職員への迅速で的確な対応とケア等を行うための学校体制の構築	学校における、ハラスメントに関する校内の環境づくりに関するアンケートを実施。 万が一発生した際の園児・児童・生徒及び教職員への迅速で的確な対応とケア等を行うための学校体制の構築。	学校教育法
124	1	①	学校園における教職員間及び児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの根絶について指導を徹底するとともに、防止に関する相談窓口の周知徹底を図ります。	学校教育課	【事業名】 相談窓口設置 【事業内容】 セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設置する。 また、子どもに対する相談窓口は、学校便り等を通じて子ども・保護者に、教職員に対しては職員室への掲示等により周知する。	教職員	セクシャル・ハラスメントに関する相談窓口を全学校園に設置済み。子どもに対する相談窓口、教職員間の相談窓口として、それぞれに小・中・義務教育学校男女各1名、幼稚園・こども園では1～2名を決めている。また、子どもに対する相談窓口は、学校便り等を通じて子ども・保護者に、教職員に対しては職員室への掲示等により周知している。	セクシャル・ハラスメントに関する相談窓口を全学校園に設置。 子どもに対する相談窓口、教職員間の相談窓口の設置 子どもに対する相談窓口は、学校便り等を通じて子ども・保護者に、教職員に対しては職員室への掲示。	学校教育法

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果
基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

（基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
125	1	②	DVやセクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力に対応できる相談体制を整備し充実を図ります。	人権推進課	【事業名】 女性相談事業等 【事業内容】 女性が抱えるさまざまな悩みに対して、適切な助言を行い、女性自らが悩みを解決し、主体的な生き方を選択できるよう支援するため、女性相談事業を実施	市民等	毎月、第1水曜日、第2金曜日、第4水曜の13:30～16:30（ひとり60分まで：予約制）に専門女性相談員による女性相談を実施 月・水・金 女性相談支援員による女性相談を実施 上記以外は、職員が対応	毎月、第1水曜日、第4水曜の13:30～16:30（ひとり60分まで：予約制）に専門女性相談員による女性相談を実施 月・火・木・金 女性相談支援員による女性相談を実施 上記以外は、職員が対応	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
				人権推進課	【事業名】 配偶者暴力被害者支援連絡会議 【事業内容】 配偶者暴力被害者支援	市民等	必要に応じて、「実務者会議」や「事例検討会議」において、具体的な検討や緊急対応などの調整を行う。	必要に応じて、「実務者会議」や「事例検討会議」において、具体的な検討や緊急対応などの調整を行う。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議設置要綱
126	1	②	働く女性など平日の昼間に利用しづらい方のために夜間や休日の相談窓口を整備し、充実を図ります。	人権推進課	【事業名】 女性相談事業等 【事業内容】 「平日の午前」に専門女性相談員による特設女性相談を実施 ※平成29-30年度については、特設相談として、夜間に電話女性相談を実施したが、利用者がなかったため、時間帯を変更し、面接相談も可能とした。	市民等	男女共同参画週間（6月23日～29日）及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）のうち、それぞれ2日、年間4日実施 ① 6月4日（水） ② 6月13日（金） ③ 11月5日（水） ④ 11月14日（金）	男女共同参画週間（6月23日～29日）及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）のうち、それぞれ2日、年間4日実施 ① 6月3日（水） ② 6月16日（火） ③ 11月4日（水） ④ 11月25日（水）	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
127	1	②	日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。	人権推進課	【事業名】 相談窓口の充実 【事業内容】 女性相談・人権相談	市民等	専門相談員による女性相談は月3回、特設相談として年4回実施。人権相談は毎月1回実施。職員による相談体制は開庁日随時実施	専門相談員による女性相談は月2回、特設相談として年4回実施。人権相談は毎月1回実施。職員による相談体制は開庁日随時実施	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
128	1	②	DV 対応マニュアルを整備し、効果的な対応を図ります。	人権推進課	【事業名】 女性相談事業等 【事業内容】 大阪府作成のマニュアルを活用	職員等	大阪府作成のマニュアルを活用 DV支援策一覧表を作成しORCESS「掲示板」（庁内システム）に掲示	大阪府作成のマニュアルを活用 DV支援策一覧表を作成しORCESS「掲示板」（庁内システム）に掲示	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
129	1	②	早期発見、相談、一時保護までの安全確保、自立支援などの支援を行うため、大阪府女性相談センターや警察をはじめとする関係機関と市の関係部署との連絡調整を緊密に行います。	人権推進課	【事業名】 女性相談事業等 【事業内容】 被害者支援の調整	市民等	一時保護については、主に大阪府女性相談センターと調整、依頼を行っている。また、大阪府女性相談センターからは本市に居を構えた被害者に対する支援などの依頼がある。 大阪府開催の一時保護施設の見学参加 一時保護件数 0件	一時保護については、主に大阪府女性相談センターと調整、依頼を行っている。また、大阪府女性相談センターからは本市に居を構えた被害者に対する支援などの依頼がある。 大阪府開催の一時保護施設の見学参加 一時保護件数 0件（R8.5月現在）	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果
基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

（基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
130	1	②	DV 被害者支援に関する庁内DV 連絡会議を設置し、関係各課との連携を図ります。また、大阪府や警察など外部の関係機関と連携したDV 関係機関連絡会議の設置について検討を進めます。	人権推進課	【事業名】 配偶者暴力被害者支援連絡会議 【事業内容】 連絡会議設置要綱（平成29年11月1日施行）に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援のために庁内組織の円滑な連携を図ることを目的に設置	関係機関	令和8年2月5日に配偶者暴力被害者支援連絡会議を開催	令和9年1月に配偶者暴力被害者支援連絡会議を開催予定	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
131	1	②	警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、DVをはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施します。また、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。	こども家庭支援課	【事業名】 家庭児童相談事業・要保護児童対策地域協議会 【事業内容】 協議会所属機関と連携を図り、児童虐待防止施策を推進する。	関係機関及び市民	DV事案が発生した世帯に属する子どもは心理的虐待として把握し、児童虐待防止法及び児童福祉法に基づき調査を実施し生活実態のアセスメントを行い、必要に応じて要保護児童台帳に登載した上で、要保護児童対策地域協議会での見守り・支援を実施した。	警察、富田林子ども家庭センター及び人権推進課との連携を密にし、子どもへの虐待再発防止に努める。	児童福祉法・児童虐待防止法
				人権推進課	【事業名】 女性相談事業等 【事業内容】 配偶者暴力被害者支援	市民等	毎月、第1水曜日、第2金曜日、第4水曜の13:30～16:30（ひとり60分まで：予約制）に専門女性相談員による女性相談を実施 月・水・金 女性相談支援員による女性相談を実施 上記以外は、職員が対応	毎月、第1水曜日、第4水曜の13:30～16:30（ひとり60分まで：予約制）に専門女性相談員による女性相談を実施 月・火・木・金 女性相談支援員による女性相談を実施 上記以外は、職員が対応	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
				人権推進課	【事業名】 配偶者暴力被害者支援連絡会議 【事業内容】 配偶者暴力被害者支援	関係機関及び市民	必要に応じて、「実務者会議」や「事例検討会議」において、具体的な検討や緊急対応などの調整を行う。 DV支援策一覧表を作成しORCESS「掲示板」（庁内システム）への掲示	必要に応じて、「実務者会議」や「事例検討会議」において、具体的な検討や緊急対応などの調整を行う。 DV支援策一覧表を作成しORCESS「掲示板」（庁内システム）への掲示	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議設置要綱
				高齢福祉介護課	【事業名】 包括的支援事業 【事業内容】 権利擁護業務 高齢者の権利擁護業務は地域包括支援センターの柱の一つであり高齢者虐待の相談・通報窓口及び対応機関として活動している。	高齢者、高齢者の家族等	高齢者緊急一時保護事業の実施 高齢者虐待に対する住民基本台帳事務における支援措置（意見付与6件）	・各圏域地域包括支援センターとも連携し高齢者虐待に関する相談・対応等を実施していく。 ・養護者への支援に対する取り組みについては、必要な関係機関とも連携を行っていないながら実施していく。	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 羽曳野市高齢者緊急一時保護事業実施要綱
				障害福祉課	【事業名】 障害者虐待対応事務事業 【事業内容】 障害者虐待に関する通報に対し、迅速に事実確認・安全確認を行い、必要な対応を行う。	事業者 市民 使用者	通報件数 23件(男11件 女12件) 認定件数 13件(男 5件 女8件)	通報件数のうち、調査中6件。 調査中6件の調査結果によっては、認定件数が増加する恐れがある。	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果
基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

（基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
132	1	②	被害者の安全確保に向けて適切な支援を行うため、住民基本台帳データを使用する関係課間の連携強化を図り、個人情報の適正かつ厳重な取り扱いを行います。	市民課	【事業名】 住民基本台帳事務における支援措置 【事業内容】 DV等被害者に係る住民基本台帳の一部の写し等の閲覧、住民票（除票を含む）の写し等の交付、戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付の請求・申出が相手方等からあっても、これを制限（拒否）する措置	羽曳野市の住民基本台帳に記録されている者又は羽曳野市に本籍を有する者	基幹システムでの支援措置対象者に対する注意喚起フラグを設定し、証明書発行等の抑止制限を行っている。また、関係課と支援措置対象者の情報を共有できるように、市民課で管理しているリストを権限の与えられた職員が閲覧できるようにしている	支援措置申出には相談機関等からの意見聴取（署名要）が必要である。しかし、成人男性や成人後の親子間トラブル等での、措置に必要とする意見聴取が可能な相談機関が少ないことが課題である。	住民基本台帳法 住民基本台帳事務処理要領 羽曳野市ドメスティック・バイオレンス等の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱
					【事業名】 DV等被害者の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて 【事業内容】 DV等被害者の住所等が記載されている戸籍届書等に関する証明書の交付について配慮を求める申入	戸籍届の際の、届出人がDV等被害者本人や、支援者である場合（証人も含む）	令和6年3月1日以降、戸籍法の一部改正により、届書記載事項証明（受理地のみ発行）の発行期間は5年となった。また、届書等情報内容証明書が新設され、戸籍届書の受理地で申入書を登録し受理地および本籍地の戸籍システムより発行したものが交付できる。本籍地で戸籍システムでの注意喚起情報の登録と、受理地で申入書をシステムにイメージ登録することにより、被害者の連絡先（住所や電話番号等）、住所探索につながる恐れのある箇所にマスキングの処理を施した上で証明書を交付するもの。	支援措置対象者の住所に繋がる恐れのある受理地や新本籍地等の記載について、申入書が受理地以外でも出せることから他市で出された場合はマスキング箇所について他の市区町村と連携し申入内容に漏れがないように努めなければならぬ。また、届書中の医師の氏名から出生や死亡地が推測される恐れがあることから十分に本人の意思や聴き取りをしたうえで細心の注意が必要である。一度登録された申入書は、支援期間と連動しているため、毎年更新（延長）の際には再度戸籍情報連携システム側の期間更新も同様に行う必要がある。郵送請求や広域交付の取扱いは市町村毎に対応が違うため証明書交付の際は担当者間で調整が必要とされる。	戸籍法第48条第2項 令和6年2月26日付け法務省民一第500号法務省民事局長通達及び法務省民一第501号法務省民事局民事第一課長依命通知 平成24年3月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡 平成27年3月24日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡 令和7年3月6日付け法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡
				人権推進課	【事業名】 配偶者暴力被害者支援連絡会議 【事業内容】 連絡会議設置要綱（平成29年11月1日施行）に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援のために庁内組織の円滑な連携を図ることを目的に設置	関係機関	令和8年2月5日に配偶者暴力被害者支援連絡会議を開催	令和9年1月に配偶者暴力被害者支援連絡会議を開催予定	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議設置要綱

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果
基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

（基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
133	2	①	児童虐待や高齢者、障害者への虐待などの早期発見・早期対応に向けて、市民に対して通告義務や相談窓口の周知徹底を図ります。	障害福祉課	【事業名】 障害者虐待対応事務事業 【事業内容】 障害者虐待に関する通報に対し、迅速に事実確認・安全確認を行い、必要な対応を行う。	事業者 市民 使用者	通報件数 23件(男11件 女12件) 認定件数 13件(男 5件 女8件)	通報件数のうち、調査中6件。調査中6件の調査結果によっては、認定件数が増加する恐れがある。	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
				高齢福祉介護課	【事業名】 包括的支援事業 【事業内容】 ・権利擁護業務 高齢者虐待の相談・通報窓口及び対応機関として地域包括支援センターを位置づけ、民生委員や地域福祉の関係者、保健・医療・福祉の関係機関に周知を図っている。	高齢者、高齢者の家族等	高齢者虐待の相談・通報窓口について、市ウェブサイトにも明記。ふれあいネット雅び等地域の集まりに参加し、民生委員や校区福祉委員会等の関係機関に通報相談窓口の周知を行った。 ・大谷大学人間社会学部教授を講師に、介護施設職員向け虐待研修を実施。	早期発見に向けた虐待防止に関する市民向け啓発事業が実施出来ていない。 在宅介護サービス事業所向け虐待防止研修の実施を検討する。	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 介護保険法 老人福祉法
				こども家庭支援課	【事業名】 家庭児童相談事業・要保護児童対策地域協議会 【事業内容】 協議会所属機関と連携を図り、児童虐待防止施策を推進する。	関係機関及び市民	広報誌による子育て電話相談、児童虐待直通電話番号の掲載 児童虐待防止リーフレットの配布（市立幼稚園、市立保育園、民間保育園）、市内図書館への児童虐待防止の「しおり」の配布 オレンジリボンキャンペーンによる市民への児童虐待防止啓発活動	令和8年度も継続して同様の事業を実施する。	児童福祉法・児童虐待防止法
				人権推進課	【事業名】 女性相談事業等 【事業内容】 女性相談時に該当する相談者に対して必要な相談窓口の紹介を行う。	市民等	女性相談時に該当する相談者に対して必要な相談窓口の紹介を行う。 庁内関係課と連絡を密にし、早期発見に寄与する。	女性相談時に該当する相談者に対して必要な相談窓口の紹介を行う。 庁内関係課と連絡を密にし、早期発見に寄与する。	男女共同参画社会基本法 羽曳野市男女共同参画推進条例 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
134	2	①	要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めます。	こども家庭支援課	【事業名】 家庭児童相談事業・要保護児童対策地域協議会 【事業内容】 協議会所属機関と連携を図り、児童虐待防止施策を推進する。	関係機関及び市民	関係機関での研修会実施 スムーズな連携のための関係機関会議開催	令和8年度も継続して同様の事業を実施する。	児童福祉法・児童虐待防止法

第3期 羽曳野市男女共同参画推進プラン

令和7年度 進捗状況調査結果
基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援【DV防止計画】

（基本方針：1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援、2 虐待の早期発見、救済と被害者支援）

No.	基本方針	施策の方向	施策の内容・方向性	担当課	事業名・事業内容	事業対象	実施内容【令和7年度実績】	・事業の問題点・課題 ・令和8年度の事業予定	・根拠法令（法律・条例・要綱等） ・関係機関
135	2	①	地域包括支援センターをはじめ、警察などの関係機関と連携した高齢者虐待防止ネットワークの充実を図るとともに、成年後見制度の活用支援を含めた権利擁護事業を推進します。	保健福祉政策課	【事業名】 日常生活自立支援事業助成事業 【事業内容】 大阪府社会福祉協議会、大阪後見支援センターからの委託事業で、判断能力が不十分な方と契約して、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、通帳や書類、はんこ等の預かりサービスを実施している。 ・事務局は羽曳野市社会福祉協議会	市民	令和7年度は、新規契約6件、利用人数54件（うち、終了1件）。令和8年3月末日現在は、54件となっている。	日常生活自立支援事業だけでは、受け入れに限界があるため、より多様な支援体制の構築が必要。	社会福祉協議会
				高齢福祉介護課	【事業名】 包括的支援事業 【事業内容】 権利擁護業務 成年後見利用支援事業 高齢者の権利擁護の業務は地域包括支援センターの業務の柱の一つであり、高齢者虐待の相談・通報窓口及び対応機関として活動するとともに、成年後見制度の利用支援を行っている。	高齢者、高齢者の家族等	「羽曳野市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を開催。 各圏域地域包括支援センターと高齢者虐待に関する相談・対応等を行う事務担当者会議を3回実施。 成年後見制度についても必要な方に対して積極的に支援をしている。（市長申立件数3件）	・高齢者虐待に関するネットワーク会議及び事務担当者会議を引き続き行う。 ・認知症高齢者等成年後見制度の利用が必要な方に対しては、今後も積極的に制度利用の支援を実施する。	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 高齢者虐待防止ネットワーク会議等設置要綱 羽曳野市成年後見制度利用支援事業実施要綱